

特定非営利活動法人日本電磁波エネルギー応用学会運営 細則 改定案

改訂前	改訂後	改訂の主旨
第 1 条 この運用細則は、…	第 1 条 この <u>運営</u> 細則は、…	誤字の修正
第 7 条 本会に…理事会が決定する。	第 7 条 本会に…理事会が決定する。 <u>顧問の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。</u>	項目の統合
(顧問の任期) 顧問の任期は、2 年とする。 ただし、再任を妨げない。		項目の統合による削除
	(正会員 (団体)) 第 8 条 正会員 (団体) は正会員 (個人) と同等の権利を有する個人 1 名を上限に登録することが出来る。 (1) <u>理事長が認める場合、法人を含む任意の団体は正会員 (団体) として本会の会員として登録できる。</u> (2) <u>理事長が認める場合、一口当たりの金額の相当倍を支払うことで相当口数の正会員 (団体) として登録することが出来る。</u> (3) <u>口数によらず登録できる正会員 (個人) と同等の権利を有する個人は 1 名を上限とする。</u> (4) <u>本会において本条</u>	現行の運用に合わせて新設

	<u>に基づき登録した</u> <u>個人の権利の行使</u> <u>は当該団体に所属</u> <u>する個人に委任で</u> <u>きるものとする。</u> (5) <u>当会の主催する催</u> <u>事について当該団</u> <u>体に所属する任意</u> <u>の者は、口数に 3</u> <u>を乗じた人数を上</u> <u>限に正会員(個人)</u> <u>と同額で参加でき</u> <u>るものとする。</u> (6) <u>正会員(団体)の退</u> <u>会時、当該団体に</u> <u>所属する個人が期</u> <u>間を空けず正会員</u> <u>(個人)として入</u> <u>会する場合、口数</u> <u>に 3 を乗じた人数</u> <u>を上限にその入会</u> <u>金を免除する。</u> (7) <u>正会員(団体)は当</u> <u>会の提案する広報</u> <u>方法を利用するこ</u> <u>とが出来る。</u>	
第 8 条 本会の…できる。特別会員は、理事会が決定し、…	第 9 条 本会の…できる。特別会員は、理事会が <u>推薦</u> し、…	総会の承認が「決定」に当た るため、語句を変更
	[第 9 条] 以下追加 (1) <u>特別会員は本会において</u> <u>正会員と同様の待遇を受</u> <u>けるものとする。</u> (2) <u>特別会員は以下 (3) によ</u> <u>る取り消しがない限り存</u> <u>命中その資格を維持する</u>	特別会員の待遇が明示されて いないため。

	<u>ものとする。</u> (3) <u>特別会員に相応しくない</u> <u>と理事会で判断された場</u> <u>合取り消しを総会の決議</u> <u>にかけるものとする。総</u> <u>会で取り消しが承認され</u> <u>た場合その会員資格を喪</u> <u>失するものとする。</u>	
第 11 条 会員で退会しようと するものは、会費を 完納した上退会届を 提出しなければならない。	第 12 条 <u>定款第 10 条に基づ</u> <u>き退会する場合、未納の会費</u> <u>を支払うものとする。</u>	定款の文章との重複を避ける 変更。
第 12 条 会員で、・・・申し出 により「休会」を認 める。	第 13 条 会員で、・・・ <u>その申</u> <u>し出を理事長が承認した場合</u> 「休会」を認める。	理事長の承認を条件とする。